

標題 : 2024年度自治労役員・書記の大会表彰について  
発信番号 : 自治労発2024第0527号  
発信日付 : 2024年5月10日  
宛先(団体) :  
宛先 : 各県本部委員長様  
送信者(団体) : 全日本自治団体労働組合  
送信者 : 中央執行委員長 石上 千博

連日のご健闘に心より敬意を表します。

さて、本年も自治労運動の発展に寄与してこられた役員・書記の方々の功績をたたえ、表彰を行います。

表彰者の基準は、「自治労表彰規程」に基づきます。つきましては、下記をご参照の上、該当者の名前・経歴などを別紙にてご報告くださいますよう、お願いいたします。

#### 1. 表彰該当者

表彰規程第2条(下記参照)に該当する者

- ① 役員 : 自治労各級機関役員として、通算15年以上その任にあった者(「表彰規程細則第2条第1項」を参照のこと)。  
② 書記 : 自治労各級機関の書記として、通算20年以上その任にあった者。

#### 2. 基準年月日

表彰該当役職員は、2024年6月30日時点で、各々の規定年数を満たした者とします。  
\*原則として、1.に該当する方のうち、基準日時点で役員または書記として在任の方が対象です。過去に表彰申請の漏れ等があった事案がある場合は、個別に本部にご相談下さい。

#### 3. 報告書

添付の所定報告用紙に必要事項を記載の上、下記リンクにてご報告をお願いします。  
報告書は、表彰対象者1人につき1枚使用してください。必要人数分を、コピーしてご活用ください。  
<https://jichiro.cybozu.com/k/753/>

#### 4. 報告締切日

2024年7月1日(月)

#### 5. 表彰について

定期大会(千葉)において、代表者として地元県本部の該当者1人を表彰します。  
それ以外の各県対象者については、表彰者名簿の公表および表彰状・記念品の発送をもって表彰とさせていただきます。

#### 6. お問い合わせ

総合企画総務局(総務担当:野角)  
TEL 03-3263-0262

【自治労表彰規程】

(総 則)

第1条 この規程は、全日本自治団体労働組合（以下自治労といい、各地連・都道府県本部ならびに単位組合を含むものとする。）の運動の発展に寄与した者の表彰に関し、表彰基準および表彰方法など必要な事項を定める。

(表彰基準)

第2条 自治労各級機関の役員ならびに書記のうち、次の各号に該当する者は、中央執行委員会の承認を経て、自治労定期大会で表彰する。

- (1) 自治労各級機関の役員として、通算15年以上その任にあった者
- (2) 自治労各級機関の書記として、通算20年以上その任にあった者

2 加盟組合の場合、前項の年数は、自治労に加盟した時点から起算する。

第3条 前条に規定する者の他、中央執行委員会が、とくに表彰を必要とすると認めた者ならびに団体を表彰することができる。

(表彰の方法)

第4条 表彰の方法は、該当者を定期大会で公表し、その者に表彰状および記念品を贈呈して行う。

第5条 この規程は、1989年6月1日より施行する。

補足注) 第1条について。県職労と政令市の支部役員については、支部を単組と同等とみなし、支部からの役員期間を通算に認めます。

#### 【表彰規程細則】

(第2条第1項関係)

- (1) 役員とは、自治労規約第31条に規定する者および各地連・都道府県ならびに単位組合（支部を含む）の規約または規程に基づく選挙によって選ばれた機関役員をいう。
- (2) 地方連合会ならびに連合地協等の役員期間は、この役員期間に通算する。
- (3) 自治労協力国会議員団、自治体議員連合および推薦首長として特別執行委員であった期間は、この役員期間に通算する。
- (4) 書記より役員になった者および役員から書記になった者は、それぞれ期間を通算する。
- (5) 書記とは、自治労各級機関が直接雇用する者とする。ただし、臨時職員、アルバイト期間は通算しない。

添付ファイル :  
2024表彰者報告書.doc